公益社団法人　南後志法人会定款

公益社団法人　南後志法人会定款

第１章　総　　則

（名　称）
第 １ 条　この法人は、公益社団法人南後志法人会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）
第 ２ 条　本会の主たる事務所は、北海道虻田郡倶知安町に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）
第 ３ 条　本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事　業）
第 ４ 条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１） 税知識の普及を目的とする事業
（２） 納税意識の高揚を目的とする事業
（３） 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
（４） 地域企業の健全な発展に資する事業
（５） 地域社会への貢献を目的とする事業
（６） 会員の福利厚生等に資する事業
（７） 会員の交流に資するための事業
（８） その他、本会の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、北海道内において、倶知安税務署管内を中心として行うものとする。

第３章　会　　員

（法人の構成員）
第 ５ 条　本会に次の会員を置く。
（１）正 会 員　倶知安税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
（２）賛助会員　本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所または個人
２　前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員資格の取得）

第 6 条　本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届により申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条　会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）

第 9 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）　この定款その他の規則に違反したとき。

（2）　本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）　その他除名すべき正当な事由があるとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）　第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき

（2）　総正会員が同意したとき

（3）　当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき

第４章　総　　会

（構　成）

第１１条　総会は定時総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

（権　限）

第１２条　総会は、次の事項について決議する。

（1）会員の除名

（2）理事及び監事の選任又は解任

（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（５）定款の変更
（６）解散及び残余財産の処分
（７）その他、法令又はこの定款で定められた事項

（開催及び招集）
第１３条　定時総会は、毎年１回事業年度終了後３箇月以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認めたとき
（２）正会員総数の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
３　総会は、開催の日から１週間前までに、総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

（電子提供措置）
第１４条　総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

（議　長）
第１５条　総会の議長は、会長がこれに当たる。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長の中から総会において選出する。

（議決権）
第１６条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。
２　正会員は、前項の議決権を行使するための総会に各１名の代表者を出席させる。
３　正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を、他の出席正会員に委任することができる。

（決　議）
第１７条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１８条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１８条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人２名が、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役　員　等

（役員の設置）

第１９条　本会に、次の役員を置く。

（１）理事　　２４名以上３０名以内

（２）監事　　３名以内

２　理事のうち１名を会長、３名以内を副会長、７名以内を常任理事、１名以内を専務理事とする。

３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第９１条第一項第２号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、総会の決議によって会員たる法人の代表者その他役職員のうちから選任する。

２　会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事及び監事１名については、第１項の規定にかかわらず、総会の決議によって会員以外の者から選定することができる。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

５　他の同一団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の３分１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
３　副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
４　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を統轄する。
５　常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。
６　会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
４　監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
５　前項の規定による請求の日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（役員の任期）
第２３条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
２　理事又は監事については、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２４条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第２５条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員の報酬等及び費用の規定による。

（損害賠償責任の免除）

第２６条　本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１１条第１項の役員の損害賠償責任について、同法第１１４条第１項の規定により、理事会の決議によって、賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第６章　顧問及び相談役

（顧問及び相談役）

第２７条　本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。

３　顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

４　顧問及び相談役の任期は２年とし、再任を妨げない。

５　顧問及び相談役は、無報酬とする。

第７章　理　事　会

（構　成）

第２８条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

３　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

４　顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

（権　限）

第２９条　理事会は、次の職務を行う。

（１）本会の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）会長、副会長、常任理事及び専務理事の選定及び解職

（招　集）

第３０条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議　長）
第３２条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において選出する。

（議事録）
第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　正副会長会

（正副会長会）
第３４条　本会に、任意の機関として、正副会長会を設けることができる。
２　正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
３　第１項の正副会長会は、次に掲げる事項を行う。
（１）重要な事業の執行について協議又は審議し、理事会に提出すること
（２）人事に関する事項について審議し、参考意見を理事会に提案すること
４　正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第９章　委員会等

（委員会）
第３５条　本会の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。
２　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
３　委員は、理事の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。
４　第１項の委員会は、次に掲げる事項を行う。
（１）事業活動の方針・計画を審議し、理事会に提案すること
（２）組織の強化・充実の諸施策等を審議し、理事会に提案すること
５　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

（部　会）
第３６条　本会の事業を推進するため、理事会の決議により、青年部会、女性部会を設けることができる。
２　第１項の部会は、次に掲げる事項を行う。
（１）研修会、親睦交流等を通じて部会員の資質の向上を図るとともに、会の充実と活性化に寄与する。

（２）税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業及び地域企業並びに地域社会への貢献を目的とする事業を行う。

３　部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

（地区会）

第３７条　本会に、事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により必要な地に地区会を設けることができる。

２　地区会は、地区会長、地区副会長、当該地区に所在する会員をもって構成する。

３　第１項の地区会は、次に掲げる事項を行う。

（１）研修会、親睦交流等を通じて会員の資質の向上を図るとともに、地区会の充実と活性化に寄与する。

（２）税知識の普及、納税意識の高揚及び地域社会への貢献を目的とする事業を行う。

４　地区会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第１０章　事　務　局

（事務局）

第３８条　本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

２　事務局には、所要の職員を置く。

３　重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第１１章　資産及び会計

（事業年度）

第３９条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４０条　本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４１条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書(正味財産増減計算書)
（５）貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告書
（２）理事及び監事の名簿
（３）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第４２条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第１２章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第４３条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）
第４４条　本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４５条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第４６条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１３章　公告の方法

（公告の方法）

第４７条　本会の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１４章　補　　足

（細　　則）

第４８条　この定款に定めるもののほか、本会の運用に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　本会の最初の会長は、石本達雄、副会長は佐竹英敏、山口宏悦、常任理事は鳩澤善吉、横山喜貞、久積雅仁、鹿討成幸、長勇、田中春治、中田仁史とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第３８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

４　第１４条の新設及び新設に伴う条文の繰り下げに係る改正規定は、令和５年６月１３日から施行する。